

宇治市教育委員会臨時会会議録

日 時 平成29年12月15日(金) 午前8時00分 開議

場 所 宇治市役所 601会議室

会 議 日 程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期について

日程第3 報告

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

教 育 長	岸 本 文 子
教育長職務代理者	加 賀 爪 毅
委 員	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委 員	小 山 栄 子

(出席職員職氏名)

部 長 兼 副 部 長	伊 賀 和 彦	参事(生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴
教育支援センター長	瀬 野 克 幸	教育総務課長	縄 手 弘
生涯学習課副課長	前 田 暢		

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	加 藤 冬 子	教育総務課主事	奥 田 峻 也
-------------	---------	---------	---------

開 会 (午前8時00分)

開会宣言 教育長が12月教育委員会臨時会議の開会を宣言する。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、金丸委員を指名する。

日程第2 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

日程第3 報告

(1) 宇治公民館の閉館について

以上1件を報告する。

[説明]

(1) 宇治公民館の閉館について

閉館時期は平成30年3月31日を予定とする。

閉館の理由について、1つめは平成30年3月31日に、所有者との借地契約期間が満了し、その契約を更新できないためである。これは、平成29年9月29日付でJR西日本不動産開発株式会社から土地の現状回復を行った上で返却する必要がある旨の通知を受けたことによるものである。場所は、施設南側となっている。2つめは借地の返却により施設の避難設備が使用できなくなるとともに、当該用地では土地返却後JR奈良線の高速化・複線化第二期事業の工事が始まる予定のため、利用者の動線の確保に課題が生じるものと思われるためである。3つめは施設建物の耐震強度に課題があるため、宇治公民館の今後の取り扱いを検討した結果、新たな避難設備を整備することにはならないと考えているためである。

今後のスケジュールは、平成29年12月22日に利用者への説明会を行い、12月下旬以降に市ホームページ等で閉館について周知していく。

宇治公民館の今後については、宇治公民館利用者が他の公民館等を利用できるように利用調整に努め、宇治市公共施設等総合管理計画の趣旨に沿った検討を引き続き進め、生涯学習審議会や教育委員会会議で議論し、方針を取りまとめていく考えである。

公民館の基本的な考え方としては、耐震性に課題がある施設もあることから早急に公民館のあり方を検討し、教育委員会会議や生涯学習審議会などの意見を伺い、方向性を取りまとめ、市としての方針を決定していくこととなる。また生涯学習の活動は維持・継続しながら他の施設との複合化や統廃合の検討を進めていくこととなる。

[質疑]

[委員] 以前計画していた宇治公民館の機能移転場所は歴史公園内であったが、それが白紙となり、その後教育委員会で耐震性の課題等を含め検討した上

で、今回閉館となることはやむを得ないと考慮できる。しかし、宇治公民館の利用者が公民館活動を今後も継続できるのか、また何を考慮するのか。

[事務局] 宇治公民館には、サークルの他にも社会教育・福祉関係等の団体が活動しているため、公民館活動が継続出来るよう行き先の第一候補に中央・小倉・木幡・広野の4公民館の利用を考え、各公民館館長には既に協力を要請している。また生涯学習・社会教育の目的を持って活動していることを最優先に考慮していく。

今後の取組として宇治公民館の利用者に説明を行い、他の公民館利用者へは順次説明を行い理解と協力を求める。また宇治公民館を利用している人が活動出来るために、生涯学習センター・ゆめりあうじ・総合福祉会館・産業会館・文化会館の施設利用も検討していく。

[委員] 利用者に十分配慮した調整を望む。

[委員] 宇治公民館を利用しているサークルや社会教育等団体での活動はどのくらいか、また年間利用者数を教えていただきたい。

[事務局] 公民館サークルは登録制で、今年度の宇治公民館は35サークル、社会教育等団体は登録制ではなく、約30団体が利用している。また主催事業等があり、これらを合わせると平成28年度の利用者数は46,360人である。

[委員] 利用者が4万人超えで結構な人数だが、3月31日閉館後に他の公民館へ利用調整することを短期間で行うことは可能なのか。

[事務局] 利用者へ説明を行って、全ての団体が納得することはないと考えられ、個別に質問・疑問を受け入れる中で一旦集約し全体の状況を把握した上で各公民館と調整していく。利用の予約申込が中央公民館は6か月前で既に始まっており、その他の公民館については2か月前であるため、その前におおよその行き先が決まるように努力していく。福祉団体のように教育委員会だけでなく市長部局とも関係がある団体については、各関係課との連携が必要であり公民館以外の利用も考慮に入れ調整していく。

利用者には丁寧な説明を行い、不安感を取り除いていきたいと思う。

[委員] 是非とも丁寧な対応をお願いしたい。

宇治公民館を利用しているサークルには長年活動を行っている高齢者の方がいると思うが、その方々が他の公民館へ移り、馴染みにくい等の意見が出た際、教育委員会は利用者に理解を求め、サークル活動が継続出来るよう尽力していただきたい。

[委員] 先日、生涯学習審議会が行われたが、宇治公民館について意見・議論があったのか。

[事務局] 閉館をマイナスと捉えるのではなくピンチをチャンスにという意見があった。閉館については、委員の皆さんに賛同いただけたと考えている。

[委員] 他に意見や議論等はなかったのか。

- [事務局] 市教委だけで利用調整をするのではなく、利用者間で公平になるようにとの意見があった。また、使用料が全て無料であるのは不公平感があるとの意見があった。その他に公民館は貸館だけではないので、生涯学習のための枠を大事にすることを願うとの要望があった。
- [委員] 公民館の利用内容と民間の文化サークル・文化教室の活動との違いの大差がないことも見られる。今後一定の費用負担を考えていく必要がある。一つ確認させてもらいたいのが、今回は「閉館」という言葉が使用されているが「閉館」とはどういう意味で使われ、公民館の「廃止」との使い分けをしているのか。
- [事務局] 安全面から館を閉めるため、閉館という表現を用いている。条例の定めには、公民館条例第5条第4項に使用の制限規定があり、それに基づいて教育委員会が認める処置が閉館となる。安全や防犯の面から施設を使用しない・施設を閉めることが今回の閉館処置であるため、条例改正となる廃止とは別だと考える。
- [委員] 公民館の廃止とは違うため現行条例の枠内で閉館し、条例改正はしないという趣旨なのか。
- [事務局] その通りである。
- [委員] 教育委員会が会議で検討してきたのは、宇治公民館を含め公民館全体の今後のことであるが、それについてどうしていくのか。また公共施設等総合管理計画に盛り込まれている公民館についての基本的な考え方とは今後どうしていくことなのか。
- [事務局] 公共施設等総合管理計画の趣旨に沿って引き続き検討を進める考えである。また、教育委員会の会議や生涯学習審議会で議論をいただき、出来る限り早期に案を示せるように取り組んでいく。
- [委員] 基本的な考え方にある、生涯学習の活動を維持・継続しながら他の施設との複合化や統廃合の検討をするという方向性なのか。
- [事務局] 生涯学習の活動は維持・継続することを大事にし、他の施設との複合化や統廃合について検討をしていく。
- [委員] 公民館を閉め、利用者を他の利用施設へ移したまま先の見通しが立たないことは、利用者の不安を募らせることになるため、早期に議論を遂行し取りまとめを要望する。
- [事務局] 公民館を閉館することで様々な問題があると思うが、公共施設等総合管理計画に沿って検討していく。

閉会宣言 教育長が12月教育委員会臨時会の閉会を宣言する。

閉 会 （午前8時30分）